

改正リース会計基準の単体財務諸表の会計処理、検討

— ASBJ、リース会計専門委

去る6月6日、企業会計基準委員会では第116回リース会計専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

単体財務諸表における会計処理

第97回専門委員会（2021年2月20日号（No.1603）情報ダイジェスト参照）・第452回親委員会（2021年3月20日号（No.1606）情報ダイジェスト参照）で議論されていた、改正リース会計基準等における単体財務諸表（単体）の会計処理の検討が行われた。

開示については別途検討予定。

(1) 検討項目

① これまでの議論では、次の項目のうち②(iv)以外については、ひととおりの検討が終わっている。

- ① 国際的な比較可能性
- ② 関連諸法規等との利害調整
 - (i) 法人税法
 - (ii) 分配規制
 - (iii) 自己資本比率規制等
 - (iv) 民法（賃貸借）等
 - (v) 法人企業統計

- ③ 中小規模の企業における適用上のコスト
- ④ 連単で異なる会計処理を設ける影響

今回、未分析だった民法（賃貸借）等についての分析と事務局案が示された。

- (2) 民法（賃貸借）等の分析
 - ① 法律上の解釈への影響

② 賃貸借に関する法律との整合性

これまでの議論で出された、国際的な会計基準において、借手がすべてのリースについて資産・負債を計上する論理が、わが国の賃貸借に関する法律と整合しないのではないかと懸念に対し、民法の賃貸借の考えと会計上の資産・負債への考え方が一致していないことについては、計上される資産・負債が法

的な権利・義務に限定されないため、連単で異なる定めを置く理由はないとの分析が示された。

(3) 事務局提案

改正リース会計基準の適用に関する懸念の多くは連単共通のものである。連単の会計処理は同一であるべきとする基準開発の基本的な考え方を覆すに値する事情は存在しないため、連単で同一の会計処理とする。

*

専門委員からは事務局案に賛成の意見が聞かれたほか、「税制は単体を基礎としており、連単同一の場合、会計基準の改正が税制に大きく影響してしまう。連結のみ適用としては」との意見も聞かれた。

一括借上契約およびパス・スルー型のサブリース取引

第480回親委員会（2022年6月20日号（No.1647）情報ダイジェスト参照）に引き続き、審議が行われた。

一定の要件を満たすサブリース取引では、中間的な貸手は、ヘッドリースの支払リース料の支払義務を負う時点、または、サブリースの受取りリース料を受け取る権利が生じた時点で損益に計上する、とする事務局案が示された。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月11日(月)まで (10日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月1日(月)まで (7月31日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年4月期) 2カ月延長法人(令和4年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付	

専門委員から「本規定は、要
求事項ではなく、容認規定とす
べき」という意見が聞かれた。

改正・修正が必要な他の基準

リース会計基準の改正に伴
い、次の基準等について、改正
の審議が行われた。

- ・日本公認会計士協会会計制度

会計

信用リスクを見積る期間、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る6月13日、企業会計基準
委員会は第182回金融商品専
門委員会を開催した。金融資産
の減損の会計基準の開発に関
し、前々回(2022年6月1
日号(No.1645) 情報ダイ
ジェスト参照)示されたステッ
プ2で優先して検討する論点の
うち、信用リスクを見積る期間
について、検討された。

事務局提案

- (1) ECLモデル(IFRS基
準)での取扱い

IFRS9号「金融商品」に
おける予想信用損失の見積期間
は次のように定められている。

(前略) 金融商品のすべての
契約条件(例えば、期限前償還、
期限延長、コール及び類似の才

委員会報告5号「連結財務諸
表におけるリース取引の会計
処理に関する実務指針」

実務対応報告31号「リース手

法を活用した先端設備等投資
支援スキームにおける借手の
会計処理等に関する実務上の
取扱い」

プシオン)を当該金融商品の予
想継続期間を通じて考慮するこ
とによって行わなければならない

…(中略)…金融商品の予
想継続期間は信頼性をもって見
積ることができるという推定が
ある。しかし、金融商品の予想
継続期間を信頼性をもって見積
ることが可能でない稀な場合に
おいては、企業は当該金融商品
の残存契約期間を用いなければ
ならない。(IFRS9号付録A
の信用損失の定義)

なお、予想継続期間が12カ月
未満である場合には、予想継続
期間はその短い期間となる(I
FRS9号B5:5・43項)。ま
た、予想信用損失を測定する際
に考慮すべき最長の期間は、企

経理に効く法律雑学

憲法の読み方

白川 敬裕

「憲法改正」必要、35%、必要
ない、19% NHK世論調査とい
う報道がありました(2022年
5月3日付け)。調査対象になっ
た2,978人のうち50.6%に当
たる1,508人から回答を得た
そうです。

世論調査の電話で突然「憲法
を改正する必要があるか」と問わ
れても、回答に窮する方が多いの
ではないでしょうか。憲法学者で
ない限り、憲法の内容がすべて頭
に入っている人は少ないと思われ
るからです。弁護士などの法律
家でさえ、司法試験の受験が終
われば憲法を読む機会が少なく
なります。

憲法を読むにはどうすればよい
でしょうか。インターネット上に
憲法の条文を羅列したページはあ
りますが、書籍のほうが全体像
を把握しやすいと思います。憲法
の条文だけを読むなら、お勧めは
講談社学術文庫の『新装版 日本
国憲法』です。薄い文庫本で定
価も手ごろ(440円(税込))で
す。日本国憲法その他、大日本帝
国憲法、教育基本法、児童憲章、
英訳日本国憲法、日米安全保障
条約の全文も収録されています。

憲法を読む際、第1条から順
番に読んでいくと、途中で挫折し

てしまいます。とりあえず短時間
で憲法の概要を頭に入れるには、
次の項目だけ①～⑤の順序で読む
とよいと思います。

- ①「前文」→②「第13条(個人
の尊重)」→③「第9条(戦
争の放棄)」→④「第三章
国民の権利及び義務(第10条
～第40条)」→⑤「第96条(憲
法改正)」

①「前文」は憲法の冒頭にある
文章です。書籍でいう「まえがき」
や「はじめに」に当たります。前
文には日本国憲法の基本原則が
盛り込まれています。学校では憲
法の基本原則が「国民主権」、「基
本人権の尊重」、「平和主義」の
3つであることを教わります。こ
の3つの基本原則が「前文」のど
の文章に反映されているのか考え
ながら読むと理解が深まります。

②「第13条(個人の尊重)」は
憲法のなかで最も重要な条文で
す。憲法といえは第9条を思い
浮かべる方が多いかもしれませんが
が、憲法の本質は第13条です。
第13条にはすべての国民が個人と
して尊重されることが規定されて
います。

③「第9条(戦争の放棄)」は
有名ですが、きちんと条文を読ん

だことある方は少ないのではな
いでしょうか。憲法に自衛隊の条
項を追記するかについて、国政選
挙の争点になることもあります。
議論の前提として第9条の条文を
読んでおくことが必要です。

④「第三章 国民の権利及び
義務(第10条～第40条)」は、基
本人権の「一覧」になります。「法
下の平等(第14条)」、「表現の自由
(第21条)」、「職業選択の自由(第
22条)」など馴染みのある人権が
並んでいるので、比較的読みやす
いと思います。

⑤「第96条(憲法改正)」には
憲法改正の手続が書かれていま
す。なぜ日本国憲法が一度も改正
されなかったのかわかるきつ
かけになります。

その他は「国会」、「内閣」、「裁
判所」、「天皇」等の規定です。こ
れらの規定が重要であることはい
うまでもありませんが、「憲法
の概要を理解する」という目的の
関係では、余裕があれば目を通す
というところで充分かと思えます。

「法律」は国民が従うルールで
す。そのことは「第99条(憲法尊
重擁護の義務)」に現れています。
憲法尊重擁護の義務を負うのは
誰なのか確認してみてください。

憲法尊重擁護の義務を負うのは
誰なのか確認してみてください。

業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間を考慮することが事業慣行と整合する場合でも、その長い期間を考慮しない（IFRS 9号5・5・19項）。

ステップ2では、前記の予想存続期間を見積期間とするIFRS 9号の定めをそのまま取り入れることとするが、一定の信用枠（ローン・コミットメント）に係る信用リスクの見積期間についてはステップ3で取り扱う。また、ステップ4では議論の展開次第で別途検討を行う。

(2) 日本基準との違い
IFRS 9号の定めを取り入れる場合、債権（または債権グループ）ごとに予想存続期間を見積るために、次のデータが必要となり得る。

- ① 債権ごとの残存契約期間
- ② 期限前償還、期限延長、コールおよび類似のオプションの影響の考慮

①については、企業が有する債権ごとの契約期日データに基づき算出可能であると考えられる。②については、特に期限前返済率の将来に関する見積りに

係るデータやモデル整備に相応の負担が生じる可能性がある。しかし、期限前返済率による金融資産の存続期間は、実務上、リテール向け貸付金（特に住宅ローン）で影響が大きい一方、(i)ホールセール向け貸付金では契約上の返済スケジュールに従った支払が行われ予想存続期間と残存契約期間が近似するケースが多く、金融機関の業種や融資ポートフォリオの構成などによっては予想存続期間の見積りに係る負担がそれほど生じ得ない、(ii)住宅ローン等においても12カ月ECLと全期間ECLを使い分ける2区分モデルの

特徴により、引当においては期限前返済の影響が限定される可能性があり、などといった理由から、実務上の困難さにつながる負担があるとは限らないと考えられる。

専門委員の意見

専門委員からは「現行制度と大きく異なるため、実務上の影響を慎重に検討すべき」、「予想存続期間が1年未満の場合も契約期間で見積ることは、実務上かなりの負担になり得るため、この点は取り入れなくてもよいのではないか」といった意見が聞かれた。事務局は「あらためて検討する」とした。

会計

IFRS B公開草案に対し、基準と適用指針に分割する提案も検討

—SSBJ設立準備委

去る6月9日、SSBJ設立準備委員会は第9回会合を開催した。第8回会合（2022年6月20日号（No.1647）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS B公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要

求事項』（以下、「S1基準案」という）と「IFRS S2号『気

候関連開示』（以下、「S2基準案」という）に対するコメント文案について審議が行われた。

S2基準案

事務局は、S2基準案の「戦略及び意思決定」に係る開示要求について、最初に提示するグローバル・ベースラインとしては過大なものとなっていると懸念し、13項(a)(1)~(3)、(b)(ii)に

法人企業景気予測調査
(内閣府・財務省) 令和4年4~6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上を対象としています。以下は、令和4年4~6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14518社
回答企業数 11,013社
回収率 75.9%

景況	●貴社の景況																																																																																																																												
	令和4年4~6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲0.9%ポイントとなり、令和4年1~3月期以降2期連続の「下降」超となっています。中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は令和4年7~9月期に「上昇」超に転じる見通しとなっております。中堅企業は令和4年7~9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっております。																																																																																																																												
	●国内の景況 令和4年4~6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は0.4%ポイントとなり、令和3年10~12月期以来2期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は令和4年10~12月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっております。																																																																																																																												
雇用	令和4年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は15.8%ポイントとなり、平成23年9月末以降44期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっております。																																																																																																																												
売上高	令和4年度は、4.3%の増収見込みとなっております。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっております。																																																																																																																												
経常利益	令和4年度は、▲0.6%の減益見込みとなっております。業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっております。																																																																																																																												
設備投資	令和4年度は、16.0%の増加見込みとなっております。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっております。																																																																																																																												
	(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)</th> <th colspan="4">(単位: %ポイント)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和4年1~3月 前回調査</th> <th>令和4年4~6月 現状判断</th> <th>令和4年7~9月 見通し</th> <th>令和4年10~12月 見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大企業</td> <td>全産業</td> <td>▲7.5</td> <td>▲0.9</td> <td>6.3</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲7.6</td> <td>▲9.9</td> <td>8.2</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲7.4</td> <td>3.4</td> <td>5.5</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中堅企業</td> <td>全産業</td> <td>▲9.6</td> <td>▲2.1</td> <td>6.2</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲11.9</td> <td>▲14.8</td> <td>6.7</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲9.0</td> <td>1.4</td> <td>6.0</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>全産業</td> <td>▲26.2</td> <td>▲14.8</td> <td>▲3.3</td> <td>▲1.7</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲22.0</td> <td>▲20.0</td> <td>▲7.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲27.0</td> <td>▲13.8</td> <td>▲2.6</td> <td>▲2.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)</th> <th colspan="4">(単位: %ポイント)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和4年1~3月 前回調査</th> <th>令和4年4~6月 現状判断</th> <th>令和4年7~9月 見通し</th> <th>令和4年10~12月 見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大企業</td> <td>全産業</td> <td>▲16.3</td> <td>0.4</td> <td>3.4</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲10.5</td> <td>▲5.6</td> <td>3.0</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲19.1</td> <td>3.2</td> <td>3.6</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中堅企業</td> <td>全産業</td> <td>▲22.5</td> <td>▲5.2</td> <td>▲2.0</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲13.8</td> <td>▲14.1</td> <td>▲2.8</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲24.9</td> <td>▲2.7</td> <td>▲1.8</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小企業</td> <td>全産業</td> <td>▲36.6</td> <td>▲18.4</td> <td>▲15.8</td> <td>▲7.4</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>▲32.5</td> <td>▲25.4</td> <td>▲17.1</td> <td>▲3.5</td> </tr> <tr> <td>非製造業</td> <td>▲37.3</td> <td>▲17.1</td> <td>▲15.6</td> <td>▲8.2</td> </tr> </tbody> </table>					貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)						令和4年1~3月 前回調査	令和4年4~6月 現状判断	令和4年7~9月 見通し	令和4年10~12月 見通し	大企業	全産業	▲7.5	▲0.9	6.3	6.4	製造業	▲7.6	▲9.9	8.2	8.2	非製造業	▲7.4	3.4	5.5	5.6	中堅企業	全産業	▲9.6	▲2.1	6.2	8.1	製造業	▲11.9	▲14.8	6.7	10.7	非製造業	▲9.0	1.4	6.0	7.3	中小企業	全産業	▲26.2	▲14.8	▲3.3	▲1.7	製造業	▲22.0	▲20.0	▲7.1	1.4	非製造業	▲27.0	▲13.8	▲2.6	▲2.3	国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)						令和4年1~3月 前回調査	令和4年4~6月 現状判断	令和4年7~9月 見通し	令和4年10~12月 見通し	大企業	全産業	▲16.3	0.4	3.4	4.4	製造業	▲10.5	▲5.6	3.0	4.8	非製造業	▲19.1	3.2	3.6	4.2	中堅企業	全産業	▲22.5	▲5.2	▲2.0	4.3	製造業	▲13.8	▲14.1	▲2.8	6.6	非製造業	▲24.9	▲2.7	▲1.8	3.7	中小企業	全産業	▲36.6	▲18.4	▲15.8	▲7.4	製造業	▲32.5	▲25.4	▲17.1	▲3.5	非製造業	▲37.3	▲17.1	▲15.6	▲8.2
貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)																																																																																																																											
		令和4年1~3月 前回調査	令和4年4~6月 現状判断	令和4年7~9月 見通し	令和4年10~12月 見通し																																																																																																																								
大企業	全産業	▲7.5	▲0.9	6.3	6.4																																																																																																																								
	製造業	▲7.6	▲9.9	8.2	8.2																																																																																																																								
	非製造業	▲7.4	3.4	5.5	5.6																																																																																																																								
中堅企業	全産業	▲9.6	▲2.1	6.2	8.1																																																																																																																								
	製造業	▲11.9	▲14.8	6.7	10.7																																																																																																																								
	非製造業	▲9.0	1.4	6.0	7.3																																																																																																																								
中小企業	全産業	▲26.2	▲14.8	▲3.3	▲1.7																																																																																																																								
	製造業	▲22.0	▲20.0	▲7.1	1.4																																																																																																																								
	非製造業	▲27.0	▲13.8	▲2.6	▲2.3																																																																																																																								
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)																																																																																																																											
		令和4年1~3月 前回調査	令和4年4~6月 現状判断	令和4年7~9月 見通し	令和4年10~12月 見通し																																																																																																																								
大企業	全産業	▲16.3	0.4	3.4	4.4																																																																																																																								
	製造業	▲10.5	▲5.6	3.0	4.8																																																																																																																								
	非製造業	▲19.1	3.2	3.6	4.2																																																																																																																								
中堅企業	全産業	▲22.5	▲5.2	▲2.0	4.3																																																																																																																								
	製造業	▲13.8	▲14.1	▲2.8	6.6																																																																																																																								
	非製造業	▲24.9	▲2.7	▲1.8	3.7																																																																																																																								
中小企業	全産業	▲36.6	▲18.4	▲15.8	▲7.4																																																																																																																								
	製造業	▲32.5	▲25.4	▲17.1	▲3.5																																																																																																																								
	非製造業	▲37.3	▲17.1	▲15.6	▲8.2																																																																																																																								

関し、企業価値・企業の排出目標の達成可能性を評価するうえで必ずしも必要とまではいえぬ項目は、基準上、例示項目として示すことが適切であると提案することを考えている。

この点、委員からの「13項(a)(1)〜(3)の情報は、各ビジネスセグメント等がどのように氣候変動に対応しようとしているのかを知り、利益予想を積み上げていくうえで比較的重要な情報である。重要性の判断が介入するという前提を置けば、項目は残してもよいのでは」との意見に対し、事務局は「分析し、検討する」と回答した。

また、事務局は、13項(b)(iii)のカーボン・オフセットの使用に依拠する程度は、企業価値の評価に資する情報であると考えている。

この点、委員からは「現在、排出削減の道が業種・企業によって異なっている状況。カーボン・オフセットについてもさまざまな種類があり、そのなかで単一的な評価をすることは難しいと考えると、横並びに評価できるものではないのでは」との指摘があり、そのうえで「CO2そのものを削減する技術等が不確定な部分も多いなか、現

時点で要求事項とするのではなく、技術開発の進捗などを踏まえ、段階的に開示するのがよい」との意見が聞かれた。事務局は「検討する」と回答した。

そのほか、「例示項目ではなく要求事項とすべき」、「13項(a)(1)の例だけが細かく、強い印象を受ける。実務を引っ張ってしまうのでは」といった意見が聞かれた。

S1基準案

前回までの審議では、委員から「サステナビリティの開示基準は、早い勢いで変化していくものであるため、最終化した基準であったとしても必要に応じて短い期間で改訂することは考えられないのか」といった意見等が聞かれた。

このような審議内容を踏まえ、今回事務局はコメント案に修正を加え、ISSBの公表物を「基準」と「適用指針」の2種類に分けることを提案している。「基準」については最もコアとなる開示要求のみを定めることで安定性を追求する一方、「適用指針」については、たとえば外部の組織が公表するさまざまな指針等に変更があった場合には、その内容の妥当性についてISSBにて審議したうえで、必要に応じて「適用指針」

を更新することにより、柔軟性を追求することを提案したいという考えを示した。

委員からはおおむね賛意が示された一方、「適用指針に何が含まれるのか、考え方を整理する必要はある。『基準』と『適用指針』の2つに分けるといって提案に加え、柔軟性が重要であることを指摘しつつ、他の手法についてもなげかけてよい。基準の構造上、保証との関係も含めて議論が必要であると考え」といった意見が聞かれた。

これに対し事務局は、「適用指針というのは、あくまで事務的な内容であると考えている。変わる可能性があるものについては、はじめはあえて原則主義としてあいまいにしておき、はっきりしたところで明文化していくプロセスになるかと思う」と回答した。

*

なお、第9回会合の翌日である6月10日、事務局は、ISSB公開草案（産業別開示要求）に関するアウトリーチ（意見聴取）を実施する旨をホームページ（<https://www.asb.or.jp/jp/info/146368.html>）にて公表した。

経理用語の豆知識



デジタルトラスト

デジタルトラストとは、仮想空間において、個人や組織の匿名性と公開性をコントロールすることによって社会活動または経済活動の信頼性を高めるためのデジタル技術を中心とした枠組みである。デジタルトラストは、特定の技術やサービスの利用によって実現するわけではない。たとえば、電子署名について、電子署名者の本人確認を行う第三者認証機関（電子認証局）が電子証明書を発行するという公開鍵基盤が正しく運用されることで、電子署名者の本人のなりすましというリスクを低減することができる。これにより、デジタルトラストが実現されるのである。

電子データで記録された内容は事後的に変更がなされた場合でもこれを検出することが容易でないことから、最終的に記録として残す場合は紙面に印字し署名または押印したものを保管する実務が行われてきたが、電子署名は、署名または押印の効果を電子データで実現するしくみとして生み出されたものであり、同じ観点でその要件を検討することができる。

時価の算定とインプット



時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限に利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。インプットとは、市場参加者が資産または負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう。

時価の算定に用いるインプットは、レベル1のインプットからレベル3のインプットまでの順で優先的に使用する。レベル1のインプットは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産または負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。レベル2のインプットは、資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のものをいう。レベル3のインプットは、資産または負債について観察できないインプットをいう。関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年6月10日	「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)	国税庁	BEPSプロジェクトの成果を踏まえた見直しの一環として、OECD移転価格ガイドライン8章(費用分担契約)の改訂および10章(金融取引に係る移転価格の側面)の追加を踏まえて改正されたもの。 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/220610/01.htm	—
2022年6月13日	金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—	金融庁	有価証券報告書に、サステナビリティ情報の記載欄の新設、「人材育成方針」や「男女間賃金格差」等の記載項目の追加等の検討結果を取りまとめたもの。今後、サステナビリティやコーポレート・ガバナンスに関する開示などに関して、金融庁等において早急に制度整備等を行うことを期待している。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf	—

金融
米FRBと対照的に利上げに慎重なECB

欧州中央銀行(ECB)は6月9日に理事会を開催し、7月1日に資産購入プログラム(A PP)による資産購入の停止と、同月中の0.25%ポイント幅の利上げを決定した。保有資産の再投資は継続する。内容自体は、5月23日にラガルド総裁名で公表された「ECBブログ」の内容とほぼ同じだったが、利上げ幅については今回初めて明らかにした。

利上げペースは、今回公表された0.25%ポイントであればおおむね想定内といえる。それはブログ内で、「現状の不透明な環境下では、性急に不透明な環境下では、慎重な政策運営(漸進主義)が慎重な政策運営につながる」、現在マイナス0.5%となっている預金ファシリテイ金利については「第3四半期(7-9月期)の終わりまでにマイナスから抜け出す可能性がある」と述べていたためだ。7月21日と9月8日に予定されているECB理事会で0.25%ポイントごとの利上げ幅となるのが最もイメージに近い。ただ、今回の理事会では、中

实体经济をめぐる環境をみれば、失業率が各々直近のデータで、ユーロ圏6.8%、米3.6%と差があるうえに、経済だけでもユーロ圏はアメリカに比べウクライナ情勢のマイナスの影響が大きい。同時にユーロ圏には、より大きな物価押し上げ圧力にもなっている。ラガルド総裁がブログで述べたように、「漸進主義」でなければ経済が失速するリスクもより大きいだろう。

悪化する世界のインフレと金利、株価の行方

証 券

6月10日、日欧米の株式取引時間の時差順に株安連鎖が発生した。最後の米株価の下落率が最も大幅であった。米市場の大幅な株安は、5月の消費者物価上昇率が事前予想を上回る前年比8.6%と40数年振りの高さとなり、インフレ沈静が遠のき、6月の連邦公開市場委員会(FOMC)の利上げ幅が0.5%から0.75%へ高まるのではないかと、という予想が一気に台

米連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策がウクライナ情勢、コロナ禍の展開とともに、世界の株価動向を左右すること、かねてから指摘してきた。金利引上げは景気や企業収益が、経済指標の実績が事前の予想水準に収まり、利上げも公表されたレベルにとどまりそうであれば、株価への影響はそれほど深刻なものにはならない。

物価上昇の場合であれば、ピークアウト時期の予想が可能になり、金利引上げの限度といった展望を語るようになるからだ。そのとき、株価はいったん下落しても、やがて底入れ、回復の見通しが生じると考えられる。

しかし、5月の米物価の予想以上の上昇は、ウクライナ戦争の長期化に伴って、エネルギー、食糧、資源などの世界的な供給事情の悪化を反映するものと思われる。それらの行方は不透明な状況が続いている。金利を引き上げ、需要を抑制しても、インフレのピークアウト時期を予想することが難しくなっている。

今回のアメリカのインフレ率の予想と実績のギャップ発生を契機とする世界同時株安は、悪いシナリオの現実化であり、投資家心理の悪化を招いたようだ。とにかくウクライナ戦争の動きだけ早い終結が望まれる。

主要国のなかで日本の株式市場はやや特異な位置にある。日本銀行総裁は金融緩和政策を堅持しているからだ。その結果、急速に円安が進み、生活物資の価格上昇が目立ってきた。日銀がどこまで現在の姿勢を貫けるか、注目される。